

國學院大學學術情報リポジトリ

中世の関所の起源についての一考察：
小田原関を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-03-15 キーワード (Ja): 関所, 小田原, 走湯山, 伊豆路, 衆徒, 契海, 天台 キーワード (En): 作成者: 栗木, 崇 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001467

中世の関所の起源についての一考察——小田原関を中心に——

栗木 崇

はじめに

中世の関所は戦前に「経済関」が特質・本質であると指摘されて以降、本来は国家権力によって掌握されていたものが「防衛や治安維持を目的、道路・橋梁の修復財源を通行者から徴収する関所に変化し、やがて徴収目的を限定しない単なる財源確保のための関銭・津料徴収機関となった」(『日本史小百科 交通』)というのが一般的な理解であると思われる。

一方、桜井英治氏によって「初穂論」と称された網野善彦氏、勝俣鎮夫氏らの言う神への「初穂」「手向け」の徴収を根源とし、「山賊・海賊の活動と経済関の起源との間に歴史的な因果関係が存在した」という考えが一九八〇年代に提示されてから久しくなる。

その後九〇年代には関所の起源について鍛代敏雄氏、川島優美子氏が畿内の事例研究を基に交通の保障体制の一部と捉え、流通・交通上の特定の領域（ナワバリ）であるという見解や外側と異なった秩序があること、背景に呪術的側面があることなどを述べられているが、そこでも指摘されたように中世の関所の起源・本質の理解するには、地域社会の実態を背景とした、個々の関の様相をそれぞれ具体的に明らかにする作業が必要であると考える。⁽³⁾

本論では、東国の関所である小田原関の歴史的な経緯をその近隣に存在した宗教勢力の走湯山との関係を中心に論じて、中世の関所の起源について考えてみたい。⁽⁴⁾

一、「小田原関」の再検討

小田原関を含む中世関東の陸上関については風間洋氏、水上関については遠藤忠氏によって事例が網羅され、さらには小森正明氏、井原今朝男氏による鎌倉府の経済政策の視点からの研究によって、室町期の東国の関の実態を明らかにしてきている。その支配権については渡辺世祐氏が鎌倉府の執務権能のひとつ、諸役賦課として、関税を課して寺社の土木費に充当することを示して以来、東国の関所は鎌倉府に支配されていたと理解されている。⁽⁵⁾

今回取り上げる小田原関については、応永十四年（一四〇七）に鎌倉府が走湯山密厳院の訴えで「小田原并関所」の知行について、実効支配していた大勸進に弁明するように命じているのが初出である。永享四年（一四三二）には鎌倉公方の足利持氏が「松岡八幡宮御修理要脚」として「相模国小田原関所」を寄進し、大森氏頼に関賃を三年間徴収させている。その後、宝徳四年（一四五二）には鎌倉公方の足利成氏が鶴岡八幡宮両界一切経以下の修理費用を負担する「相模国小田原宿関」の違乱狼藉の禁止を命じていることが史料上確認できる。『小田原市史』において、

小田原関が走湯山の知行にゆだねられていたこと、大勧進を契海と推定されるなど、重要な指摘がされているが、結論としては、関所は鎌倉府に掌握され、広義における鎌倉府の御料所という理解が示されている。⁽⁶⁾
次に小田原関の初出となる史料をみてみたい。

【史料1】 関東管領上杉憲定奉書（『小田原市史』史料編 原始古代中世1 二七一号。）

密厳院雑掌賢成申、相模国小田原并関所事、大勧進無理知行之由申之、為有糺明沙汰、令持参文書、可明申之旨、相相当知行人、可被執進請文之状、依仰執達如件、

応永十四年三月十五日 沙弥（山内上杉憲定）
（花押）

三浦介殿

【史料1】はすでに概略を述べた通り、関東管領上杉憲定から相模国守護である三浦高明に命じたものであるが、「小田原并関所」について、鎌倉の密厳院別当側からの訴えに対して、大勧進に文書を持参し陳弁するように、との内容である。その大勧進については次の史料によって走湯山の契海という僧侶であると考えられる。

【史料2】 関東管領上杉朝宗奉書案写（『小田原市史』史料編 原始古代中世1 一八五号）

走湯山雷電権現毎日朝講日御供料所相州早河庄内小田原京極局并池上余藤五郎跡等之事、不足分伊豆国大塔下村、任若宮社務僧正御房避状之旨、可打渡下地大勧進上人雑掌之状、依執達如件、

応永十二年十月十一日 禪助（大懸上杉朝宗）
在判

走湯山契海上人

内容については、応永十二年（一四〇五）に鎌倉府が走湯山権現雷電権現の毎日朝講社供料所として「早河庄内小田原京極局并池上余藤五郎跡」等について、走湯山密厳院別当を兼ねていた鶴岡八幡宮別当の弘賢の避状により「走湯山契海上人」の雑掌に渡付されている。これらの史料から応永十四年の時点で契海は「早川庄内小田原」に所領を持つており、それ以前においても当時の「小田原」という土地の一部は走湯山に関係する者に支配されていたと考えられる。⁽⁷⁾ これら史料からは、知行者はいずれにしても走湯山関係者であり、内部抗争に対して鎌倉府は調停者としての関与していることになることから、鎌倉府による支配が及んでいないことになる。

また、この契海という僧侶は明徳三年（一三九二）の紀年銘を有し、「本宮走湯権現神体」として作成された『銅造走湯権現立像』（静岡県指定文化財・伊豆山神社蔵・第2・3図）の背面部の陰刻銘にある「勸進聖人契海」や明徳五年（一三九四）の紀年銘を有する『木造男神・女神像』（熱海市指定文化財・伊豆山神社蔵）の男神の体内墨書銘にある「契海」と同一人物と思われる、墨書に最澄が著した『法華長講会式』からの引用とみられる文言もあることから、走湯山にいた天台系の僧侶ではないかと考えられる。⁽⁸⁾

この後の永享四年（一四三二）には前述のとおり、鎌倉公方が大森氏頼に関賃を三年間徴収させていることから、走湯山による支配が及ばなくなることが確認できる。その要因は、応永二年（一四一六）の上杉禪秀の乱の時に「走湯山衆徒」が禪秀に味方し、鎌倉公方を国清寺に攻め、その後反撃にあつて攻め落とされ（『鎌倉大草子』）、翌年には醍醐寺と密厳院別職をめぐる相論している鶴岡八幡宮の尊運が「尊運独召具内者、共馳参佐介御陣、去年十月六日於浜合戦、侍四人令討死、其外被疵輩、被切乗馬、不可勝計」と鎌倉府に軍功を主張していることから、この乱に

において契海ら走湯山衆徒が鎌倉公方に敵対した結果とも考えられる。^⑤

二、小田原関の位置と「伊豆路」

小田原関は現在の神奈川県小田原市内にあった関所であるが、その詳細な場所については、市内浜町、もしくは東町付近と小田原城の東側で、現在の市街中心部に比定されてきた。しかし近年、佐々木健策氏が市内の発掘調査成果や『新編相模国風土記稿』の内容検討などから「小田原」と呼ばれた土地の起源は現在の市街地中心部でなく、城西側で箱根に向かう早川沿いで箱根に向かう道の板橋区大窪あたりを想定している。^⑥一方で、その早川の南岸（現早川地区）には十二世紀の作例と考えられる木造聖観音菩薩立像や応安五年（一三七二）の作例と考えられる木造薬師如来坐像が伝わる真福寺や大森氏出身の安叟宗楞が開山となる海蔵寺などの歴史を持つ寺院が存在することから、十四世紀頃はある程度の集落域を形成していた可能性がある（第4図）。このことから城下町が形成される以前の「小田原」には、早川の両岸に関所が置かれ、箱根路とともに、近世の根府川道に相当する伊豆方面への道を押さえていた可能性があり、その道は当時「伊豆路」とも呼ばれていたと考えられる。

観応二年（一三五二）十二月の観応の擾乱における薩埵峠の戦いの前に足利直義は佐竹義盛に「足柄路」への発行を命じ、高麗経澄には荒河頼清に属して「箱根路」警固を命じるなど、「足柄路」、「箱根路」の二つの主要街道に命令を出しているが（『神奈川県史』資料編3 古代・中世 第四二三・第四二四号、以下、神〇号のように略す）、戦に敗れた直義は次の文書を出している。

【史料3】 足利直義御教書（『静岡県史』資料編7中世3 四六九号）

伊豆路警固事、所差遣加子宮内少輔也、早致用意、可抽忠節之状如件、

観応二年十二月廿五日

（足利直義）
（花押）

走湯山上常行堂衆徒中

この史料は直義が「伊豆路」警固について配下の加子信氏を派遣して督促しているものであるが、『太平記』の中では直義が「早河尻」の合戦で敗れ、「伊豆の御山」に逃げたことが語られていることから、この文書は走湯山を通り早川に至るルート、「伊豆路」での警固（安全保障）を依頼したものとも考えられる。

この「伊豆路」については、吾妻鏡の治承四年（一一八〇）十月小十八日の条で、源頼朝が「伊豆山専當捧衆徒」の「当山結界之地」という訴えを受けて、通行する軍兵の狼藉を禁じていることから、走湯山境内を通るこの「伊豆路」については鎌倉時代から交通の支配が認められていた可能性がある¹¹。

また、箱根路についても永和二年（一三七六）に円覚寺造営のため箱根山別当関所を三年間、同寺に付与する内容の史料（神四七六九号）が初出であるが「箱根山別当関」という名称から、本来は箱根権現に帰属する関所である可能性があろう。箱根権現の支配が早くに失われた理由は、律令国家以来の公道であったことや、走湯山ほど衆徒の勢力が強くなかったことなどが考えられるが、いずれにしても中世の伊豆、箱根地域の関所の起源については、国家的権力に由来するというような理解は再考を要すると思われる。

三、関の起源について

中世東国の関所の事例として最古となる文永九年（一二七二）の走湯山燈油料船梶取と千葉為胤の下総国神崎（千葉県香取郡）「関手」徴収の相論は著名である。網野善彦氏による「源頼朝の下文によって関々泊々津々を自由に通行することを保証された⁽¹²⁾」という評価も受け、多くの東国の水上交通に関連する論考で引用はされるが、他に史料もなく、その実態について検討した論考は数少ない⁽¹³⁾。

しかし、中世には熊野とともに走湯山と箱根の「二所」参詣が東国各地の先達に引率され行われており、広域の信仰圏を形成していたことは確実である。また、全国各地に伊豆神社、走湯神社が分祀され、そのほとんどがその由来が不明となっているが、それらは地方の社寺に成り下がった江戸時代以降に勧請されることは考えにくく、中世以前であることは間違いないであろう。その中でも、岩手県紫波郡紫波町にある走湯神社は『吾妻鏡』文治五年（一一八九）九月十一日の条に高水寺の鎮守として記され、源頼朝が奥州に攻め入る前に勧請されていた⁽¹⁴⁾。また、康平五年（一〇六二）に久能山に奉納された「久能山十二所権現観請票札」の十二柱の権現の中に走湯権現が見られることから、平安時代から走湯権現が勧請されていることになる⁽¹⁵⁾。

一方で、頼朝の弟である阿野全成が走湯山の「座主」であった可能性や、遡って永久二年（一一一四）八月十六日には「伊豆座主」の殺害事件がおきていること（『中右記』）などから、十二世紀以前から天台系寺院における重要なポストである「座主」が存在しており、走湯山は東国の天台僧たちの拠点の一つであった可能性が考えられる。

さらには古くから比叡山の支配を受けた近江国堅田の鎮守であった「伊豆神社」の勧請も『近江輿地志略』の記述から一向宗門徒が台頭する前である中世前期以前と考えられること、中世の日枝社の二宮の様子を描いたと考えられ

る絵図には「伊豆権現」などの撰社が描かれることなどからも比叡山と走湯山との強い結びつきが想像できる¹⁷⁾。

これらのことから日本海沿岸において、十二世紀から十三世紀にかけて山門・日枝社は浦々の有力者を神人とすることによって海上交通の掌握を図ったという網野善彦氏の見解が太平洋沿岸でもあてはまり、鎌倉幕府成立以前から天台系の熊野、白山などの信仰ネットワークの一部として、走湯山等の神人・供御人（を称する人々）が東海道、太平洋岸を往来していたという仮説が成り立つ。その痕跡が確認しにくいのは、東国に伝来する史料が少ないことや、信仰ネットワークは東国の場合、武士団の所領拡大による交通ネットワーク構築の進展により、競合関係となり、早くに衰退したためかとも考えられる。

また関所の設定や停廃止権と通過するための過所の発給権が同一のものであり、供御人の自由往来の特権がその本拠における関銭徴収の特権ともなりえたとすれば、戦国時代まで残る熊野・二所詣の道者に対する「関渡御免」の特権の主張や、小田原関における関銭徴収はその残滓であると考えられる¹⁸⁾。

おわりに

以上、推測に推測を重ねた粗雑な拙稿であるが、本稿では従来、中世東国の関所は国家的権力に基づく鎌倉府の支配が及んでいるという理解に対して、小田原関を事例に歴史的な経緯、地理的な環境を検討し、走湯山の支配が先行していた可能性を指摘した。このことは初穂論の考える関の起源と直接に結びつくものではないが、当該地域の宗教勢力が宗教的な力を背景に東国の武家政権に自立性を示していたことは重要である。中世東国の神社の実態についての研究は不明な部分が多い分野のひとつであるかと思われるが、各寺社を地域からの発想で見直すとともに、それを

広い視野に立つて追及することが必要かと思われる。

特に走湯山・箱根山の二所は「関東守護」であり、東国最大級の寺社権門のひとつと考えられることから、その実態を解明することによって、武家を中心に語られてきた東国中世史に新たな視点を加えることができると思う。

注

(1) 経済関という見方が示される一方で「全体として交通の動脈となり、之を奨励し之を保護したのも、やはり社寺であった」(平泉澄一九二六『中世に於ける社寺と社会の關係』)や「海上航海の信仰に関連して考察を廻す必要がある」(相田二郎一九四三『中世の関所』)といった関所と宗教勢力との関係が示唆されていたことは注意すべきかと思う。

(2) 桜井英治一九九六「山賊・海賊と関の起源」『日本中世の経済構造』、網野善彦一九八四「中世の旅人たち」『日本民俗文化大系 第六巻 漂泊と定着』ほか、勝俣鎮夫一九八六「山賊と海賊」『週刊朝日百科日本の歴史 中世I—8 徳政令—中世の法と裁判』を参照。

(3) 川島優美子一九九一「中世後期における京都周辺の関の構造」『学習院史学』第二九号 鍛代敏雄一九九九「交
通実体論—「庭」の問題—」『中世後期の寺社と経済』を参照。

(4) 中世の走湯山の呼び名は走湯権現、伊豆権現、伊豆の御山と多様であるが、便宜上本論では史料以外の表記は走湯山で統一する。また、本論の主旨により戦国時代以降の関所については考察の対象としない。

(5) 渡辺世祐一九二六『足利時代之研究 関東中心』、遠藤忠一九八二「古利根川の中世水路」『八潮市史研究』

第4号、風間洋一九九五「鎌倉府の関所支配について」『鎌倉』第七十五号、小森正明二〇〇八『室町期東国社会と寺社造営』、井原今朝男一九九三「幕府・鎌倉府の流通経済政策と年貢輸送―中世東国流通史の一考察―」『中世の発見』を参照、ただし、渡辺氏が著書の中で東国の寺社政策について、鎌倉府と個別の寺社との関係の多様性について留意されていたことは注意すべきことかと思う。

(6) 小田原市一九九八『小田原市史 通史編 原始古代中世』を参照。

(7) 当時の小田原は早河荘の一部で、『吾妻鏡』によれば治承四年(一一八〇)十月十六日に箱根権現に寄進され、建仁二年(一一二二)五月三十日に土肥遠平の預所を停止し、下地中分され箱根権現に寄進されている。また応永五年(一三九八)の『走湯山領関東知行地注文』の中に密厳院の所領として「小田原寺家方」が確認されることから、鎌倉時代より箱根権現や走湯山といった宗教勢力の影響下にあったと思われる。

(8) 奈良国立博物館二〇一七『特別陳列 銅造伊豆山権現像修理記念 伊豆山神社の歴史と美術』を参照。

(9) 栗木崇二〇二二「走湯山別当密厳院と「衆徒」について」『國學院大學博物館研究報告』第38輯を参照。

(10) 佐々木健策二〇二三『戦国期小田原の城と城下町』を参照。

(11) 二所詣は当初は走湯山から参詣していたが、文治六年(一一九〇)の正月二十日に以後は三嶋、箱根、走湯山の順に定められたことが鎌倉幕府の東海道整備と関連する可能性が指摘されている。高橋一樹二〇一七「中山社会における「熱海」『市制施行八〇周年記念 熱海温泉誌』を参照。

(12) 網野善彦一九八三「海民の社会と歴史(2)―霞ヶ浦と北浦」『社会史研究』2ほかの著作で言及されている。

(13) 数少ない論考の中に盛本昌弘一九九八「走湯山燈油料船と神崎関」『千葉史学』十三がある。ただし、その検討は盛本氏が同一と考える「熱海船」に関する史料によるところが大きく、それに対し、福島金治氏が両者が

別のものであるという批判をしている（福島金治一九九六「中世鎌倉律院と海上交易船―熱海船の性格と鎌倉大仏造管料唐船の派遣事情―」鎌倉大仏史研究創刊号）。

(14) 羽柴直人二〇二二『もう一つの平泉―奥州藤原氏第二の都市・比爪―』吉川弘文館 歴史文化ライブラリー 五五四

(15) 渡辺浜男二〇一九『古代中世久能寺とその芸能』参照。この他にも東海地域には「八所権現」など、撰社として伊豆権現・走湯権現が勧請されている例が多数確認できる。

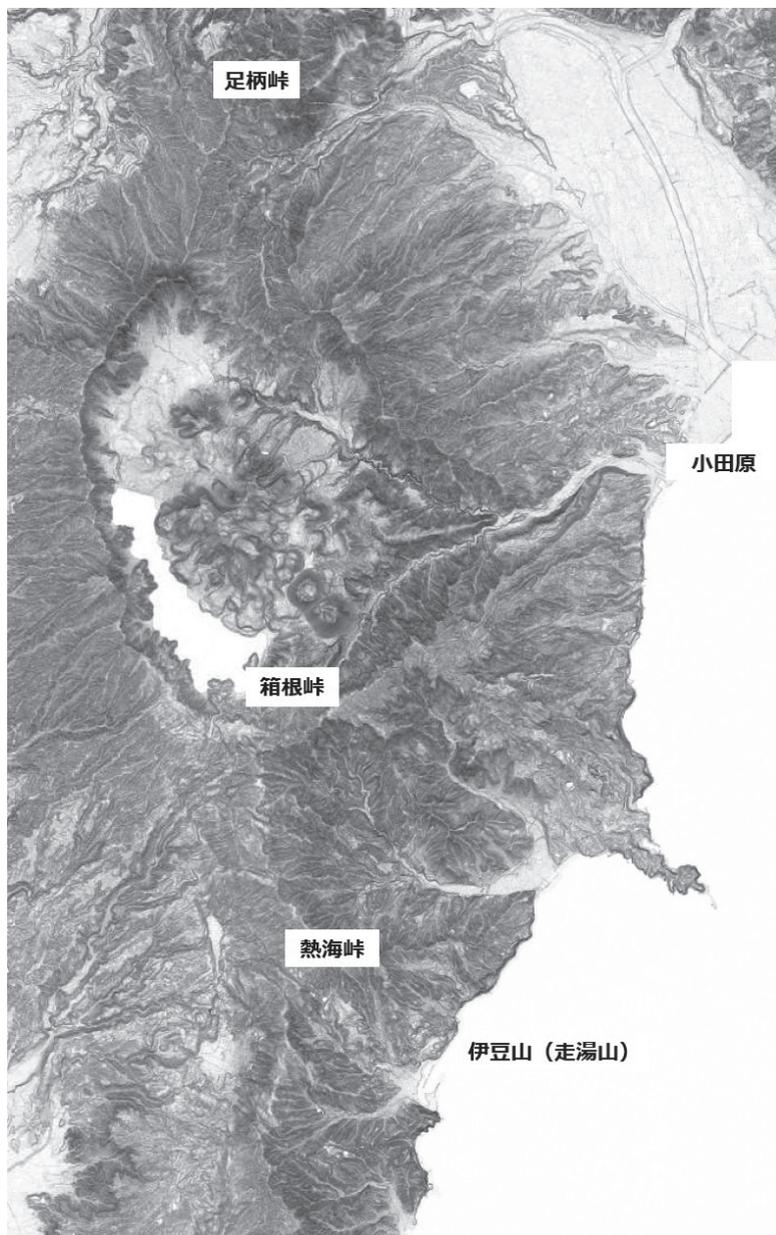
(16) 阿野全成と走湯山の関りについては高橋一樹二〇二四「鎌倉幕府の成立と阿野全成―伊豆山旧蔵の全成発給文書をめぐって―」『軍記と語り物』六〇号を参照。

(17) 福山敏男ほか編一九四二『神社古図集』、難波田徹ほか編一九九〇『神社古図集続編』を参照。

(18) 網野善彦一九九〇「北国の社会と日本海」『海と列島文化1 日本海と北国文化』

(19) 「長尾實景奉書」(内山家文書)を参照。

(20) 「坂上國長起請文」(神一〇八八)を参照。

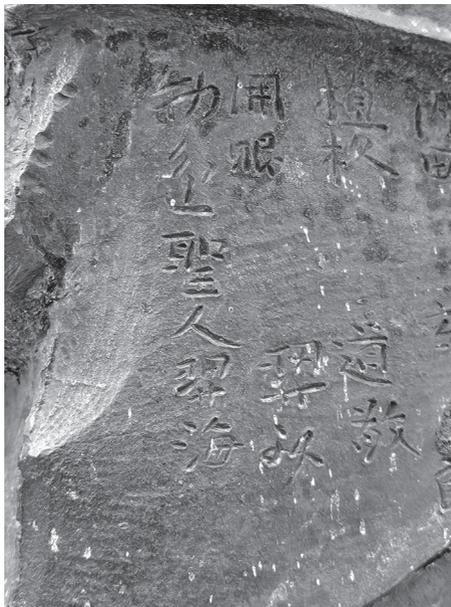


国土地理院 傾斜量図より作成

第1図 関係地位置



第2図 静岡県指定文化財 銅造走湯権現立像（伊豆山神社蔵）



第3図 同上 背面左裾部拡大



国土地理院 標準地図より作成

第4図 小田原関周辺図



第5図 伊豆神社・走湯神社分布図

(栗木崇 2005 「伊豆権現と信仰の広がり」『市民文芸あたま』42 を修正)

伊豆・走湯神社一覧

No.	神社名	県名	所在地
1	伊豆神社	青森県	つがる市富岡町深津
2	走湯神社	岩手県	下閉伊郡岩泉町有芸
3	走湯神社		紫波郡紫波町二日町古館
4	伊豆神社		北上市口内町金田
5	伊豆神社		遠野市上郷町来内
6	伊豆観音堂		奥州市江刺区稲瀬
7	伊豆権現堂		西磐井郡平泉町平泉毛越
8	伊豆山神社	秋田県	大曲市泉町
9	伊豆神社		南秋田郡五城目町富津内富田字雷
10	伊豆神社		南秋田郡昭和町豊川上虻川字仁山
11	伊豆神社		仙北郡美郷町境田籠林
12	伊豆神社		大仙市南外字田屋宮田
13	伊豆神社		秋田市河辺北野田高屋小高
14	伊豆神社		男鹿市野石字野石（八幡に合祀）
15	伊豆神社	山形県	尾花沢市牛房野字高田
16	伊豆七所両神社		尾花沢市大字名木沢字西裏
17	伊豆神社		山形市大野目
18	伊豆神社		山形市古館
19	伊豆堂		東根市長瀬（日枝神社に改名）
20	伊豆神社		最上郡舟形町堀内字中台
21	伊豆神社		最上郡最上町東法田字東山
22	伊豆神社		寒河江市柴橋字台下
23	伊豆神社		天童市田麦野墓土山
24	伊豆神社		宮城県
25	伊豆神社	仙台市太白区西中田	
26	伊豆神社	栗原市築館源光	
27	伊豆神社	栗原市栗駒中野（八幡に合祀）	
28	伊豆神社	富谷市太子堂	
29	伊豆神社	黒川郡大和町落合蒜袋	
30	伊豆神社	福島県	伊達郡川俣町大字鶴沢
31	伊豆神社		伊達郡川俣町東福沢字古内山
32	伊豆神社		二本松市木幡字問屋
33	伊豆神社		福島市大波字滝ノ入
34	伊豆神社		福島市小田字上代
35	伊豆神社		会津若松市港町静濁字浜
36	伊豆神社		会津若松市大戸町大字大川
37	伊豆神社		郡山市清水台
38	伊豆神社		郡山市片平町字王宮
39	王宮伊豆神社		郡山市三穂田町八幡
40	伊豆神社		郡山市三穂田町駒屋
41	伊豆神社		郡山市逢瀬町多田野上白石
42	伊豆神社		郡山市阿久津
43	伊豆神社		喜多方市山都町広野
44	伊豆神社		大沼郡会津美里町立石田
45	伊豆神社		大沼郡三島町間方字宮田
46	伊豆神社		大沼郡三島町朝岐字西居平
47	伊豆神社	大沼郡三島町川井字居平	

伊豆・走湯神社一覧（続き）

No.	神社名	県名	所在地
48	伊豆箱根神社	茨城県	常陸大宮市下小瀬
49	伊豆神社	千葉県	印旛郡酒々井町飯積
50	両社神社		館山市水玉（祭神：伊豆・箱根大神）
51	走湯神社	神奈川県	三浦市南下浦町金田
52	伊豆神社	新潟県	佐渡市両津吾潟
53	伊豆神社		新潟市市市之瀬
54	伊豆社	富山県	富山市栗山
55	伊豆神社	山梨県	南アルプス市芦安芦倉
56	走湯神社		山梨市上岩下
57	走湯神社	静岡県	下田市大賀茂
58	伊豆神社		浜松市北区引佐町川名
59	走湯神社		浜松市中央区中郡町
60	伊豆箱根三島神社	長野県	佐久市鳴瀬
61	伊豆神社		下伊那郡阿南町新野
62	伊豆神社	岐阜県	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字池奥
63	伊豆神社		美濃加茂市山之上町
64	伊豆神社		高山市国府町三日町
65	伊豆神社		岐阜市切通
66	伊豆神社	愛知県	犬山市焼野
67	伊豆神社		北設楽郡設楽町田内
68	伊豆神社	滋賀県	長浜市湖北町速水
69	伊豆神社		大津市今堅田
70	伊豆神田神社		大津市本堅田
71	走湯神社	大阪府	豊能郡豊能町切畑（旧跡地）
72	伊豆神社	奈良県	宇陀市榛原町高井字神定
73	伊豆神社		宇陀市榛原内牧
74	伊豆神社	福岡県	遠賀郡水巻町杖
75	伊豆神社		遠賀郡水巻町頃末
76	伊豆神社		遠賀郡遠賀町島津
77	走湯神社	宮崎県	都城市山之口町山之口